

また、街頭補導、少年相談等様々な活動の機会を通じ、児童虐待事案の早期発見と児童相談所等への確実な通告に努めるとともに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施しているほか、被害児童のカウンセリング、保護者への助言・指導、訪問活動による家庭環境の改善等の支援に取り組んでおり、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参画する等、学校、児童相談所等の関係機関との情報交換や連携強化に努めている。

厚生労働省においては、配偶者からの暴力被害者の保護と自立支援について、関係機関相互の共通認識及び総合調整が必要不可欠であることから、連携を強化するためのネットワークの整備に係る費用について予算措置している。

配偶者からの暴力については、婦人相談所は、配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援において、警察や福祉事務所等関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の役割等の内容を掲載したパンフレットを作成し関係機関に配布している。

また、児童相談所は、触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、迷子、虐待を受けた子どもその他警察署で発見した要保護児童の通告、一時保護に関する事項、虐待を受けた子どもの調査、保護等に関する事項、少年補導、非行防止活動等に関して、警察との連携を図っている。

警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害者少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努めることとされた。

警察においては、非行や犯罪被害等個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、児童相談所等とともに少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助

言を行っている。警察庁では、平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を発出し、学校その他の関係機関との連携の強化、少年サポートチームの普及促進及び活動の活性化、少年及び保護者に対する相談活動の強化、被害少年対策について都道府県警察に指示し、同年10月、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、文部科学省と合同で、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者に対する研修会を実施した。

平成17年度は、少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、全国6か所において、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施するとともに、同年12月、「犯罪から子どもを守るための対策に関する関係省庁連絡会議決定に係る各種対策の推進について」及び平成18年1月、「スクールサポーター制度の拡充について」を発出し、子どもを非行や犯罪被害から守る施策の一環として、スクールサポーター制度の拡充を図ることを都道府県警察に指示した。

文部科学省においては、各教育委員会に対し、学校警察連絡協議会等の取組を通じ、学校と警察が連携し児童生徒の問題行動に対応できるよう、会議の場や通知等において促しており、平成17年6月には、「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する再点検について」において、学校と警察の連携体制の確保、学校と教育委員会等との緊密な連絡等、学校と学外の諸機関との連携・連絡体制の再点検をするよう通知した。

また、要保護児童等に関し、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成16年法律153号）を踏まえ、厚生労働省、警察庁、法務省及び文部科学省が連携して、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv03/index.html>）を作成したことを受けて、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月）を、各都道府県・指定都市教育委員会等に通知し、虐待を受けてい